

SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD



第10回定時株主総会 のご案内

10

開催日時

2019年3月28日(木曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

グランドプリンスホテル新高輪

国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

Promise / 社会との約束

水と生きる

Mizu To Ikiru

水は、地球上のすべての生命の源です。

「水と生きる」を掲げる会社として、

自然を大切にし、社会を潤し、

そして新たな挑戦を続けることを

約束します。



Vision

次世代の飲用体験を

誰よりも先に創造し、

人々のドリンクングライフを

より自然で、健康で、便利で、

豊かなものにする

サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長

小郷三朗



株主の皆様へ

世界をリードする グローバル飲料カンパニーを 目指して

2018年、当社は「水と生きる」を社会との約束として掲げ、2030年に向けた新たな長期ビジョンのもと、事業に取り組んできました。変化が激しい現代社会において、健康志向の加速や世界規模での環境問題、またデフレの進行や原材料の高騰等、当社の事業環境も厳しさを増しています。私は、こういう時代だからこそ、当社にとって「水と生きる」という考えが大切だと考えています。すべての事業活動において、当社製品の根源である水を育む自然を大切に、付加価値の高い製品で社会を潤し、そしてどんな環境変化に対しても水のように柔軟に、力強く、新たなテーマに果敢に挑戦を続けていく企業でありたいと思います。

昨年3月には、タイでペプシコ社との新たな合併事業をスタートさせ、東南アジアでの事業成長を加速させました。また、世界中で健康志向が高まる中、日本の開発知見を活かしたより自然で健康的な新商品を世界各地で発売し、ご好評いただきました。社会の環境問題に対しては、新たな環境目標や、容器リサイクルの更なる推進を宣言しました。今後も様々な環境変化をチャンスと捉え、更なる成長を目指していきたいと思います。

当社の強みは、日々の変化をいち早く捉え、徹底したお客様起点で新たな価値を切り拓く「現場力」です。そしてそれを支えるのは、サントリーの創業精神「やってみなはれ」です。こうした当社ならではの強みを活かし、世界をリードするグローバル飲料カンパニーになることを目指して、グループ一丸となって取り組んでまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2019年3月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長 小 郷 三 朗

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

5ページに記載の「郵送による議決権の行使」をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

6ページに記載の「インターネット等による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

■ インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第16条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

- 事業報告
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
 - 連結持分変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

記

1	日 時	2019年3月28日（木曜日）午前10時
2	場 所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第10期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4	議決権行使について	郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ご出席いただいた株主様に、当社の取組みをより一層ご理解いただけるよう、株主総会会場に展示コーナーを併設しております。ぜひお立ち寄りください。

議決権行使方法のご案内



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール
 末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年3月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使書用紙																									
<p>サントリー食品インターナショナル株式会社 株主番号</p> <p>私は、2019年3月28日開催の株主総会 1号議案（株主総会）（議案番号は左記を参照） における各議案につき、右記（欄）を以て 賛否の表示を行います。</p> <p>2019年3月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示がない場合は、弊社の意向を反映したものと取り扱われます。</p> <p>サントリー食品インターナショナル株式会社</p>	<table border="1"> <tr> <th>議案番号</th> <th>議案名</th> <th>賛成</th> <th>賛否</th> <th>反対</th> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td>議案</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>議案</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>議案</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>議案</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	議案番号	議案名	賛成	賛否	反対	第1号	議案	○			第2号	議案	○			第3号	議案	○			第4号	議案	○			<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席しない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入いただき、2019年3月27日午後5時30分までご提出ください。 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき各議案を「賛」または「否」のいずれかに表示する必要があります。 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとした印を記入ください。 議決権をインターネット上で行われる場合は、下記記載のウェブサイトに議決権行使コードをインターネット上で入力してください。2019年3月27日午後5時30分までにご入力ください。この場合、議決権行使権を行使される必要はありません。 <p>議決権行使ウェブサイト 議決権行使コード パスワード</p> <p>サントリー食品インターナショナル株式会社</p>
議案番号	議案名	賛成	賛否	反対																							
第1号	議案	○																									
第2号	議案	○																									
第3号	議案	○																									
第4号	議案	○																									

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第2、3号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 | 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

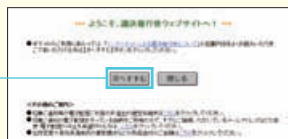
当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。)

行使期限 **2019年3月27日(水曜日)午後5時30分入力分まで**

議決権行使ウェブサイトのご利用方法のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」を
クリック



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記「QRコード」からもアクセス可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「ログイン」を
クリック



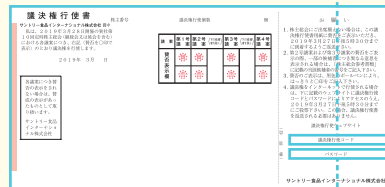
「議決権行使コード」を入力

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「次へ」をクリック



「パスワード」を入力



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法に関するお問い合わせ先

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき39円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金39円を含め、1株につき78円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円 総額12,051,000,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2019年3月29日

(ご参考) 当社の配当方針

親会社の所有者に帰属する当期利益 に対する連結配当性向

30%

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実に念頭をおき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元を努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、トップマネジメントの強化のため、取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1 再任	 小郷三郎	代表取締役社長 経営全般	15回／15回
2 新任	 齋藤和弘	常任顧問 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO	—
3 再任	 辻村英雄	取締役副社長 MONOZUKURI本部長、R&D部長	15回／15回
4 再任	 山崎雄嗣	取締役専務執行役員 経営戦略・管理本部長	12回／12回
5 再任	 木村穰介	取締役常務執行役員 ジャパン事業本部長	12回／12回
6 再任	 鳥井信宏	取締役 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役副社長	13回／15回
7 再任	 井上ゆかり	社外 独立 社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長	12回／15回

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者番号

1

こ 郷 さぶ ろう
小 郷 三 郎

再任

1954年8月27日生



- 担当
経営全般
- 所有する当社株式の数
2,500株
- 取締役会への出席状況
15回／15回
- 取締役在任期間
8年2ヶ月（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2011年 1月	当社専務取締役
2004年 9月	同社SCM本部長、SCM推進部長	2011年 1月	当社食品事業部長
2006年 3月	同社取締役	2011年 1月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員
2008年 3月	同社近畿営業本部長	2012年 5月	当社食品事業本部長
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社 執行役員	2012年12月	当社取締役副社長
2009年 4月	サントリービア&スピリッツ株式会社 (現サントリー酒類株式会社) 常務取締役	2016年 3月	当社代表取締役社長（現任）
2009年 4月	同社近畿営業本部長	2017年 4月	当社経営戦略本部長
2009年 9月	同社首都圏営業本部長		

選任の理由

これまで当社の代表取締役社長として、当社グループ全体を強いリーダーシップをもって牽引してきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

さいとうかずひろ
齋藤和弘

新任

1956年10月31日生



■ 所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2014年 4月	同社社長
2005年 9月	同社食品事業部副事業部長	2014年 4月	同社中国ビール・黄酒事業部長
2009年 4月	当社常務取締役	2015年 3月	当社常務執行役員
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社 執行役員	2015年 4月	当社経営企画本部担当、財経本部長
2011年 1月	サントリー（中国）ホールディングス 有限公司副社長	2016年 4月	当社常任顧問（現任）
2011年 1月	同社中国食品事業部長	2016年 4月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO（現任）

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director

選任の理由

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEOとしてアジア事業を成長させてきた実績と、これまで国内飲料事業、経営企画・財務経理部門を牽引した経験に基づく高い見識や、豊富な海外での事業経験を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

つじ むら ひで お
辻 村 英 雄

再任

1954年6月6日生



- | | |
|---------------------|--------------|
| ■ 担当 | ■ 所有する当社株式の数 |
| MONOZUKURI本部長、R&D部長 | 1,900株 |
| ■ 取締役会への出席状況 | ■ 取締役在任期間 |
| 15回／15回 | 2年（本総会終結時） |

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2013年 4月	同社知的財産部担当
2003年10月	同社食品商品開発研究所長	2015年 3月	同社専務取締役
2004年 3月	同社取締役	2015年 3月	サントリービジネスエキスパート株式会社 (現サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社) 代表取締役社長
2008年 3月	同社常務取締役	2015年 4月	サントリーホールディングス株式会社 知的財産部・R&D部門担当
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員	2015年 9月	サントリービジネスエキスパート株式会社 (現サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社) R&Dサポート本部長
2009年 4月	同社R&D企画部長、知的財産部担当	2017年 3月	当社取締役副社長 (現任)
2011年 1月	サントリービジネスエキスパート株式会社 (現サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社) 専務取締役	2017年 4月	当社MONOZUKURI本部長、 R&D部長 (現任)
2011年 1月	同社技術開発本部長		
2011年 4月	サントリーホールディングス株式会社 知的財産部・R&D企画部担当		

選任の理由

当社のMONOZUKURI本部長として、当社グループ全体のR&D部門、生産部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

やま ざき ゆう じ
山 崎 雄 嗣

1957年7月17日生

再任



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当
経営戦略・管理本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 所有する当社株式の数
2,200株 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会への出席状況
12回／12回 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役在任期間
1年（本総会終結時） |
- *2018年3月29日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2013年4月	当社食品事業本部副本部長、 ブランド戦略部長
2005年3月	同社経営企画部長	2014年4月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
2009年4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2014年4月	同社経営企画本部長、経営管理本部担当
2009年4月	同社経営企画部長	2015年1月	サントリーワインインターナショナル株式会社 代表取締役社長
2011年1月	当社常務取締役	2015年1月	サントリー酒類株式会社取締役
2011年1月	当社経営企画部長	2017年4月	サントリーBWS株式会社取締役
2011年9月	当社経営企画部長、管理本部長	2018年3月	当社取締役専務執行役員（現任）
2012年3月	当社専務取締役	2018年4月	当社経営戦略・管理本部長（現任）
2012年4月	当社国際事業部長		
2012年4月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員		

重要な兼職

Orangina Schweppes Holding B.V. Director
 Lucozade Ribena Suntory Limited Director
 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
 FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
 FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
 Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の経営戦略・管理本部長として、グループ全体の経営戦略の実現や、ガバナンス体制の強化を推進してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

き むら じょう すけ
木 村 穰 介

再任

1961年1月23日生



- 担当
ジャパン事業本部長
- 所有する当社株式の数
1,000株
- 取締役会への出席状況
12回／12回
- 取締役在任期間
1年（本総会終結時）

*2018年3月29日就任以降に開催された
取締役会への出席回数です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2015年 9月	サントリーフーズ株式会社広域営業本部長、 営業推進本部担当
2009年 4月	当社食品事業部部長	2016年 3月	サントリービール株式会社常務取締役
2010年 4月	当社執行役員	2016年 4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2010年 4月	当社食品事業部副事業部長	2016年 4月	サントリービール株式会社経営企画本部長、 マーケティング本部長
2012年 5月	当社ブランド戦略部長	2017年 4月	同社常務執行役員
2013年 3月	サントリーフーズ株式会社取締役	2017年 4月	同社マーケティング本部長、プレミアム戦略部長
2013年 4月	同社広域営業本部長	2018年 3月	当社取締役常務執行役員（現任）
2014年 3月	同社専務取締役	2018年 4月	当社ジャパン事業本部長（現任）
2014年 4月	当社常任顧問		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社のジャパン事業本部長として、強いリーダーシップで国内事業を牽引してきた実績とマーケティング部門や営業部門等における幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

とり い のぶ ひろ
鳥 井 信 宏

再任

1966年3月10日生



■ 担当

-

■ 所有する当社株式の数

9,000株

■ 取締役会への出席状況

13回／15回

■ 取締役在任期間

8年2ヶ月（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年 7 月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2016年 3 月	寿不動産株式会社代表取締役社長 (現任)
1997年 4 月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2016年 3 月	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役副社長 (現任)
2005年 9 月	同社営業統括本部部長	2016年 3 月	当社取締役 (現任)
2007年 3 月	同社取締役	2016年 4 月	サントリーホールディングス株式会社 国内統括、中長期戦略担当
2009年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2017年 3 月	サントリーBWS株式会社代表取締役
2010年 4 月	同社常務執行役員	2017年 4 月	同社代表取締役社長 (現任)
2011年 1 月	当社代表取締役社長	2018年 3 月	サントリー酒類株式会社代表取締役会長 (現任)
2011年 1 月	サントリーホールディングス株式会社専務取締役		
2013年 1 月	同社取締役		

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長

選任の理由

サントリーグループにおける、長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と、経営全体についての豊富な見識や経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

7

いの うえ
井 上 ゆかり

1962年4月4日生

再任

社外取締役

独立役員



担当

—

所有する当社株式の数

3,000株

取締役会への出席状況

12回／15回

取締役在任期間

4年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社	2005年11月	キャドバリー・ジャパン株式会社 (現モンデリーズ・ジャパン株式会社) 代表取締役社長
1995年10月	P&G North Americaマーケティングディレクター	2010年 6月	アクサ生命保険株式会社社外取締役
1998年10月	P&G Northeast Asia フェミニンケア マーケティングディレクター	2013年 7月	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
2000年 3月	同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー	2014年 6月	株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役（現任）
2003年 3月	ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社 (現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社) 常務取締役	2015年 3月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

選任の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小郷三朗氏、齋藤和弘氏、辻村英雄氏、山崎雄嗣氏、木村稷介氏及び鳥井信宏氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

3. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社との間には取引はございません。また、当社グループと井上ゆかり氏が社外取締役を務める株式会社ジェーシー・コムサとの間には食品関連の取引がございますが、その取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 内田晴康氏及び増山美佳氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1 再任	 内田晴康	社外 独立 監査等委員である社外取締役 TMI総合法律事務所弁護士（パートナー）	15回／15回	14回／14回
2 再任	 増山美佳	社外 独立 監査等委員である社外取締役 増山&Company合同会社代表社員社長	15回／15回	14回／14回

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者番号

1

うち だ はる みち
内 田 晴 康

1947年4月7日生

再任

社外取締役

独立役員



取締役会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式の数

一株

監査等委員会への出席状況

14回／14回

監査等委員である取締役在任期間

3年11ヶ月（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年 4月	弁護士登録	2007年 4月	慶應義塾大学法科大学院講師（現任）
1973年 4月	森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所	2010年 6月	大日本住友製薬株式会社社外監査役
1980年10月	ニューヨーク州弁護士登録	2012年 4月	一般社団法人日本経済団体連合会監事（現任）
2004年 4月	慶應義塾大学法科大学院教授	2012年12月	当社社外監査役
2004年 6月	株式会社ダイフク社外監査役	2015年 5月	当社監査等委員である社外取締役（現任）
2005年 6月	株式会社日立ハイテクノロジーズ社外取締役	2018年 1月	内田法律事務所 弁護士
		2018年 4月	TMI綜合法律事務所 入所 現在に至る

重要な兼職

TMI綜合法律事務所 弁護士（パートナー）

選任の理由

弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

ます やま み か
増山美佳

1963年1月6日生

再任

社外取締役

独立役員



取締役会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式の数

一株

監査等委員会への出席状況

14回／14回

監査等委員である取締役在任期間

2年（本総会最終時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	日本銀行入行	2004年 1月	同社パートナー
1991年 9月	Cap Gemini Sogeti国際マーケティングディレクター	2016年10月	増山&Company合同会社代表社員社長（現任）
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニア・コンサルタント	2017年 3月	当社監査等委員である社外取締役（現任）
1997年 6月	エゴンゼンダー株式会社入社	2017年 4月	立命館大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

重要な兼職

増山&Company合同会社代表社員社長

選任の理由

コーポレート・ガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 内田晴康氏及び増山美佳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田晴康氏及び増山美佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田晴康氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、内田晴康氏及び増山美佳氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、内田晴康氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと内田晴康氏がパートナー弁護士を務めるTMI総合法律事務所及び同氏が2017年12月末日まで所属していた森・濱田松本法律事務所との間には、弁護士業務等の取引がございますが、いずれもその取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
6. 当社は、増山美佳氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと増山美佳氏が代表社員社長を務める増山&Company合同会社との間には取引はございません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2018年3月29日開催の第9回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網 谷 充 弘
1956年6月2日生

■ 所有する当社株式の数 一株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年4月	弁護士登録	2006年6月	スタンレー電気株式会社社外監査役(現任)
1985年4月	外立法律事務所入所	2013年5月	株式会社ハブ社外監査役(現任)
1989年11月	脇田法律事務所入所	2016年6月	株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役
1990年3月	島田・瀬野・網谷法律事務所 (現一橋綜合法律事務所) 弁護士(現任)		

重要な兼職

一橋綜合法律事務所弁護士(パートナー) 株式会社ハブ社外監査役
スタンレー電気株式会社社外監査役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の指名

- 当社は、任意の人事委員会を設置しております。
- 人事委員会は、現在、社外取締役2名、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の4名で構成されています。なお、本定時株主総会において第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、社外取締役3名、代表取締役会長、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の6名へと変更する予定です。
- 人事委員会は取締役選解任候補者案を審議し、取締役会に対して、答申します。また、同委員会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。
- 人事委員会は、取締役選解任候補者案を審議するに当たり、以下の要素を検討します。

取締役としての資質

職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること

業務執行取締役としての資質

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること

社外取締役としての資質

各専門分野の知見・経験を活用し、当社の経営戦略の策定や業務執行の監督を行う能力を有すること

- 取締役会において、人事委員会の答申内容をもとに、取締役選解任候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、選解任候補者の指名を行います。

(ご参考) 社外取締役の独立性の基準

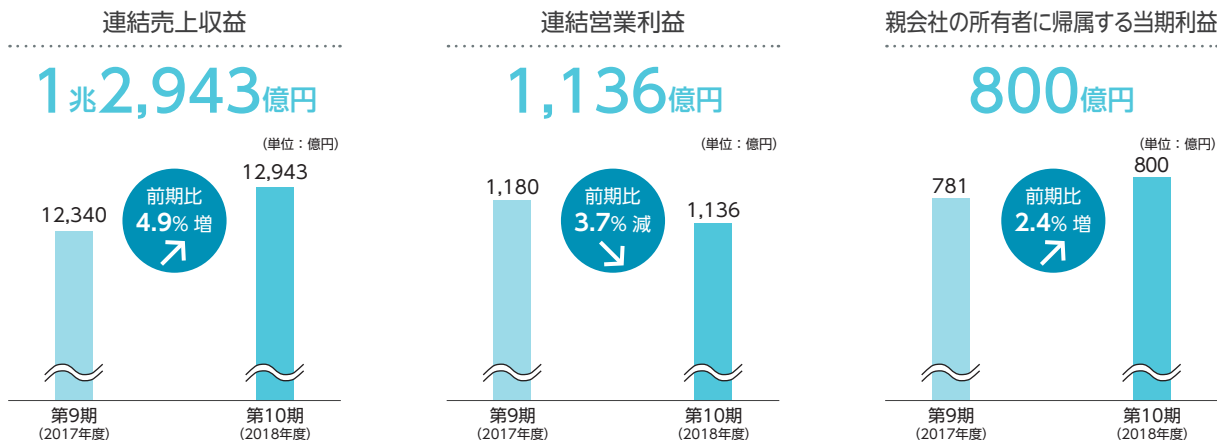
当社においては、以下の事項に該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

- 当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役が、現在、業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、過去3事業年度において、その取引金額がいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- 当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。）を受けている場合
- 当該社外取締役が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

以上

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

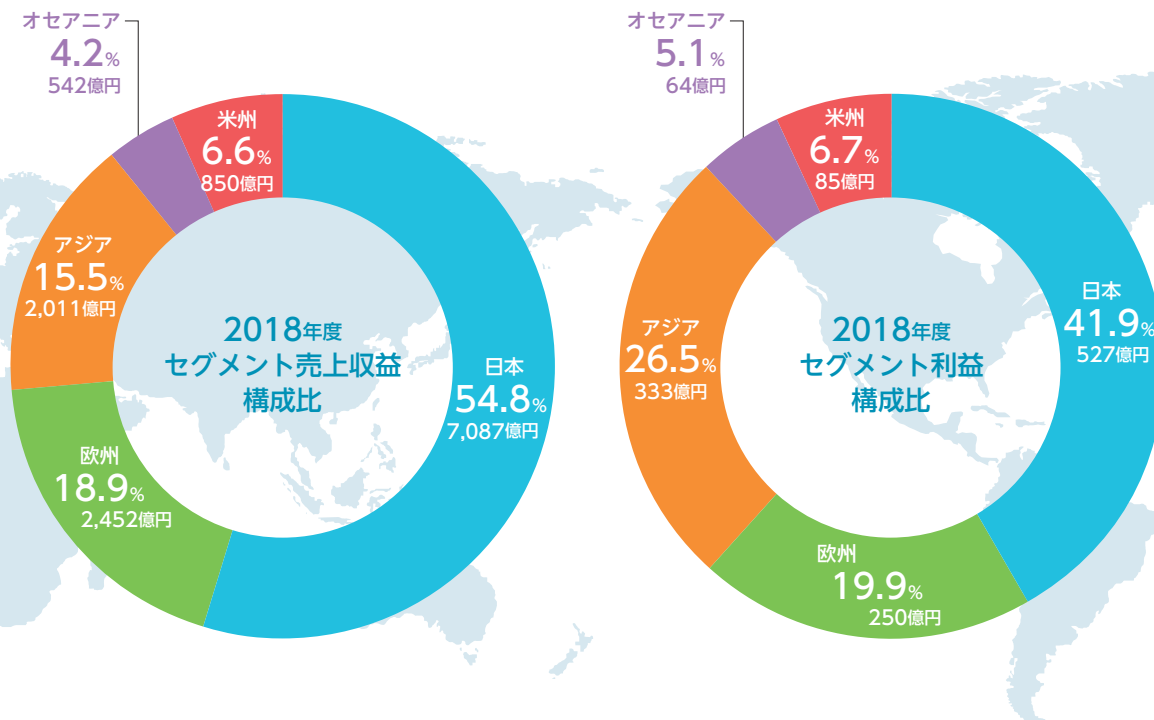


当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、グループ全体での品質の向上に取り組みました。また、将来の持続的な成長に向け、各エリアにおける事業基盤の強化にも注力しました。

これらの結果、当期の連結売上収益は1兆2,943億円（前期比4.9%増）、連結営業利益は1,136億円（前期比3.7%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は800億円（前期比2.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(ご参考) 2018年度 セグメント売上収益・セグメント利益



事業部門	セグメント売上収益 (億円)	セグメント利益 (億円)
日本事業	7,087	527
欧州事業	2,452	250
アジア事業	2,011	333
オセアニア事業	542	64
米州事業	850	85
調整額	—	-123
合計	12,943	1,136

セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

7,087 億円

前期比 **2.8%**増 ↗

セグメント利益

527 億円

前期比 **8.1%**減 ↘



水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心に、重点ブランドの強化や新たな価値を持つ商品の提案を通じて新規需要の創造に取り組んだ結果、販売数量は前期を上回りました。一方、サプライチェーンコストの増加や商品構成の悪化等により、利益は前期を下回りました。

「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である“清冽でおいしい水”“ナチュラル&ヘルシー”を引き続き訴求した結果、主力のミネラルウォーターが好調に推移しました。加えて、「サントリー 南アルプススパークリング」シリーズも大きく伸長し、ブランド全体の販売数量は前期を大きく上回りました。その結果、国内清涼飲料市場で2018年年間販売数量がNo.1のブランド*になりました。また、将来の安定供給に向けた“新たな水源地”として長野県大町市と工場立地協定書に調印しました。新たな工場は2020年末の稼働を予定しています。

「BOSS」は、缶コーヒーのコアユーザーに向けて開発した「ボス THE CANCOFFEE」を新発売する等、引き続き缶コーヒーのマーケティング活動を積極的に展開しました。更に、新たなコーヒーユーザーをターゲットとして2017年に発売した「クラフトボス」も引き続きご好評いただきました。その結果、ブランド全体の販売数量が前期を大きく上回り、年間の販売数量が1億ケースを突破しました。また、サントリーホールディングス株式会社のグループ会社であるサントリーコーヒーロースタリー株式会社の海老名工場が、7月より本格稼働を始めました。今後、同工場に導入された高機能焙煎機を活用して、多種多様な香味づくりを進めていきます。

無糖茶カテゴリーでは、「伊右衛門」ブランド全体の販売数量が、「特茶」の減少の影響により前期を下回りましたが、拡大する麦茶市場において「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」の販売数量が大幅に伸長しました。また、「サントリー烏龍茶」の販売数量も前期を上回りました。

特定保健用食品は、「特茶」を中心に販売数量が前期を下回りました。トレンド回復に向けた積極的なマーケティング活動の一環として、9月に生活習慣サポートサービス「特茶プログラムはじまる！」キャンペーンを開始しました。

収益面では、盛夏時を中心に天災や猛暑が社会全体の物流に影響を与え、これに伴う想定外のコストが発生しました。また、特定保健用食品等の売上減による商品構成の悪化とアセプティック商品の自社製造能力の不足が、引き続き利益にマイナスの影響を与えました。

これらの結果、日本事業の売上収益は7,087億円（前期比2.8%増）、セグメント利益は527億円（前期比8.1%減）となりました。

※ 飲料総研調査結果に基づく

欧州事業

セグメント売上収益

2,452億円

前期比 2.6%増 ↗

セグメント利益

250億円

前期比 27.8%減 ↘



主力ブランドや低糖のプレミアムアイ스티ー「MayTea」を中心に、積極的なマーケティング投資を行いました。

フランスでは、果汁入り炭酸飲料「Orangina」と果汁飲料「Oasis」の販売数量が前期を上回ったことに加え、「MayTea」の販売も好調に推移しました。一方で、社会的なトラック不足が継続し、猛暑による社会的な物流網の混乱も影響して、サプライチェーンコストが増加しました。

英国では、厳しい状況が続いていた「Lucozade Energy」の販売状況が上向き、「Lucozade」ブランドの販売数量は前期を上回りました。「Ribena」は販売数量が前期を下回りました。収益面では、「Lucozade Energy」の販売トレンド回復に向け積極的なマーケティング投資を行いました。

スペインでは、業務用チャネルを中心に「Schweppes」の消費者接点拡大に取り組みましたが、悪天候に加え業務用市場低迷の影響もあり、同ブランドの販売数量は前期を下回りました。また、競争が激化する中でリポートや販売促進費が増加し、売上や利益にマイナスの影響がありました。

また、スペインの一部ブランドやアフリカにおける一部事業に係るのれん等の減損損失を、合計約40億円計上しました。

これらの結果、欧州事業の売上収益は2,452億円（前期比2.6%増）、セグメント利益は250億円（前期比27.8%減）となりました。

アジア事業

セグメント売上収益

2,011億円

前期比 23.0%増 ↗

セグメント利益

333億円

前期比 50.2%増 ↗



重点エリアで主力ブランドの販売拡大に取り組んだほか、タイにおいて、PepsiCo, Inc.との合弁会社Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.が3月5日に事業を開始しました。

清涼飲料事業では、ベトナムにおいて、エナジードリンク「Sting」が堅調に推移したほか、茶飲料「TEA+」やボトルドウォーター「Aquafina」、炭酸飲料等が伸長し、売上は前期を上回りました。インドネシアではカップ飲料「Okky」の販売が好調に推移しました。また、タイにおける合弁会社の立ち上げも順調に進捗しました。

健康食品事業を展開するブランドサントリー・グループは、主力市場のタイを中心に「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティングを強化してトレンド回復に取り組みましたが、売上は前期を下回りました。

なお、食品及びインスタントコーヒー事業を展開する子会社の株式譲渡が3月9日に完了したことから、当期はその売却益が約120億円計上されています。

これらの結果、アジア事業の売上収益は2,011億円（前期比23.0%増）、セグメント利益は333億円（前期比50.2%増）となりました。

オセアニア事業

セグメント売上収益

542億円

前期比 3.8%減 ▼

セグメント利益

64億円

前期比 6.0%増 ▲



引き続き主力ブランドの強化を進めました。また、当期からフレッシュコーヒー事業をオセアニア事業に移管しました。

フルコアサントリー・グループでは、「V」をはじめとするエナジードリンクが好調に推移したほか、発酵茶飲料（コンブチャ）の「Amplify」を新たに発売しました。

フレッシュコーヒー事業では、引き続き「TOBY'S ESTATE」「L'AFFARE」「Mocopan」等の主力ブランドの強化を図りました。

これらの結果、オセアニア事業の売上収益は542億円（前期比3.8%減）、セグメント利益は64億円（前期比6.0%増）となりました。

米州事業

セグメント売上収益

850億円

前期比 1.2%減 ▼

セグメント利益

85億円

前期比 8.7%減 ▼



主力炭酸ブランドは苦戦が続いていましたが、回復の兆しが見られるようになりました。一方で、売上減に加えて原材料高騰によるコスト増が利益にマイナスの影響を与えました。

これらの結果、米州事業の売上収益は850億円（前期比1.2%減）、セグメント利益は85億円（前期比8.7%減）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切に、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンキングライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」と定めています。

〈長期経営戦略及び中期経営計画〉

グローバル飲料業界における「世界第3極」の地位を確立するとともに、2030年売上2.5兆円を目指します。この目標を達成するために、以下のとおり長期経営戦略及び中期経営計画を策定しています。

長期経営戦略

当社グループは、以下の7つの重点項目を中心に積極的な事業活動を展開します。

- ①各国・各地域の嗜好と健康ニーズに合わせたポートフォリオの進化
- ②業界変化を捉え、技術革新を活用した飲み場・買い場（アベイラビリティ）拡大
- ③競争力を生み出すグローバルでのMONOZUKURIの革新
- ④成長市場にフォーカスしたエリア拡大戦略
- ⑤RTD(Ready To Drink)飲料にとどまらない次世代ビジネスモデルの確立
- ⑥サステナビリティ経営と地域社会への貢献
- ⑦「現場」が主役のユニークなグローバル経営体制（組織・人材・風土）の深化

中期経営計画（2018－2020年）

2030年長期経営戦略に基づく2020年までの目標は次のとおりです。

（2017年比、為替中立）

- | | |
|----|------------------------------------|
| 売上 | 既存事業で市場以上の成長に加え、新規成長投資で更なる増分を獲得する。 |
| 利益 | 営業利益で平均年率1桁台半ば以上の成長。 |

2019年度は、各報告セグメントにおいて基盤強化や構造改革に取り組み、M&A等の非経常的な要因により発生した要素を除いた既存事業ベースで、売上成長と利益成長を目指します。

日本事業

各種コストが上昇する等厳しい事業環境が続く中で、収益力向上に向けた構造改革に取り組みます。まず「高付加価値・高収益モデルの確立」を図ります。「特茶」をはじめとする特定保健用食品及び機能性表示食品等高収益商品の販売トレンドの回復・拡大に加えて、商品・容器開発や消費者接点創出等でイノベーション促進にも取り組みます。次に「SCMの構造革新」を推進します。生産能力の増強を進めるほか、AIを活用した商品安定供給体制の構築等テクノロジーの更なる活用も図ります。更に「自動販売機ビジネスの事業構造変革」にも取り組みます。また、5月1日から一部の商品について製品出荷価格及びメーカー希望小売価格を改定します。

マーケティング活動においては、今年も「サントリー天然水」「BOSS」及び無糖茶カテゴリーを柱に引き続き活動していきます。「サントリー天然水」は、引き続き“清冽でおいしい水”“ナチュラル&ヘルシー”という独自のブランド価値の更なる向上を図ります。「BOSS」は、既存の缶コーヒーのコアユーザーに向けたマーケティング活動に引き続き注力するとともに、「クラフトボス」の更なる成長を図ります。無糖茶カテゴリーでは、「伊右衛門」「サントリー烏龍茶」の強化に加え、伸長する麦茶市場において「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」の積極的なマーケティング活動に取り組みます。

また、環境・社会貢献活動等、これまでのサントリーグループ全体で長年、取り組んでいる活動に加え、事業活動を通じ、使用済みペットボトル有効利用の取組みを強化する等、持続可能な社会を次世代に引き継ぐためのサステナビリティ推進活動にもこれまで以上に注力していきます。

欧州事業

主要国において、主力ブランドの強化を進めるとともに、営業やサプライチェーンマネジメントの強化等、構造改革にも取り組みます。フランスでは、「Orangina」「Oasis」等の主力ブランドや低糖商品「MayTea」の更なる強化に取り組むとともに、サプライチェーンマネジメントの改善を進めます。英国では、主力ブランドの「Lucozade」と「Ribena」を中心に、より一層の販売強化を図ります。スペインでは、業務用チャネルを中心に「Schweppes」の販売減少に歯止めを掛けるべくマーケティング活動を強化します。

アジア事業

清涼飲料事業においては、ベトナムで、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの成長を図り、都市部に加え地方における営業活動にも継続して取り組みます。2018年にPepsiCo, Inc.との合併会社を設立したタイでは、コアブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け低糖製品の強化にも取り組みます。インドネシアでは、引き続きカップ飲料「Okky」の拡売を図ります。健康食品事業においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」への積極的なマーケティング活動によりトレンド回復に注力するとともに、ミャンマー等の成長市場への取組みも強化します。

オセアニア事業

清涼飲料事業において、引き続きエナジードリンク「V」やスポーツ飲料「Maximus」等の主力ブランドに注力します。フレッシュコーヒー事業においては、主力ブランド「TOBY'S ESTATE」「L'AFFARE」「Mocopan」の強化を継続します。

米州事業

引き続き炭酸カテゴリーの回復に注力するとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、コスト削減の取組みも継続します。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

サステナビリティへの取組み

私たちサントリー食品インターナショナルは、「水と生きる」という「Promise／社会との約束」のもと、水や自然環境の保全から社会の健康課題まで、様々なテーマに取り組んでいます。

水を育む自然との共生 ～天然水工場での取組み～

サントリーグループは創業時より水にこだわり、「良い商品は良い水から」という考え方を大切にしてきました。

私たちは、大切な水を育む自然を次世代に引き継ぐために、2003年から水源涵養活動「天然水の森」活動を、2004年からは水の大切さを伝える次世代環境教育「水育」を実施しています。

更に、「南アルプス（山梨県）」、「阿蘇（熊本県）」、「奥大山（鳥取県）」に続く、「サントリー天然水」ブランドの新たな水源として、2020年末から稼動予定の「長野県大町市」の新生産拠点では、環境配慮型の設備を目指すことはもちろん、地域との協働により、この地の自然環境を守り、そのすばらしい自然と水を五感で体感できるまったく新しい体験型施設を設ける予定です。

私たちは今後とも、水を育む自然との共生を目指して様々な活動に取り組んでまいります。



社員による天然水の森での森林整備活動



新生産拠点の完成予想図：レセプション

健康寿命延伸への 貢献を目指して ～100年ライフ プロジェクト～

“人生100年時代”とも言われる今、「健康で、前向きに、自分らしく生き続けたい」と願う方々に寄り添い、サポートできる企業でありたい。

そんな想いのもと、当社は飲料を通じた健康寿命延伸への貢献を目指して「100年ライフ プロジェクト」を昨秋より始動しました。

昨今、日本は平均寿命が延びている一方、生活習慣に起因する疾病の罹患者の増加が予想されており、健康寿命を延ばすことが社会課題となっています。

人の身体の約60%は水分でできており、人は水分補給なしでは生きていくことはできません。また、海外の観察研究では、十分な水分摂取が行われないことで、糖尿病や高血圧等様々な疾病リスクにつながるということも示唆されています。私たちは、飲料や水分補給を通じて健康な生活のためにできることを探求していきます。

現在、疫学における共同研究(九州大学)や共同研究講座「ウォーターヘルスサイエンス講座」の開設(弘前大学)等、外部専門機関との協働に加え、「伊右衛門 特茶(特定保健用食品)」ブランドにおいて、“食事・運動・特茶を組み合わせ、ムリなく日々の習慣を変えていく”をサポートするプログラムの提供に継続的に取り組む等、様々な面から中長期的な取組みを進めていきます。

<「伊右衛門 特茶(特定保健用食品)」による生活習慣サポートサービス>



※写真はイメージです。

外部認証について

サステナビリティ(持続可能性)に関する当社の取組みに対して、様々な認証・評価をいただいています。

日本初の「Alliance for Water Stewardship (AWS)」認証



「サントリー天然水 奥大山ブナの森工場」が取得した持続可能な水利用に関する認証。

3年連続
「CDP ウォーターセキュリティ
Aリスト企業」に選定



企業や都市の重要な環境情報を測定・開示・管理・共有するための国際NPO「CDP」により、水源涵養活動や工場での水使用量削減活動が評価。

「FTSE4Good Index Series」
「FTSE Blossom Japan Index」
の構成銘柄に選定



FTSE Russell社により開発された、ESGについて優れた対応を行っている企業を選定するインデックスに採用。

Science Based Targets (SBT) 認定



当社の「2030年環境目標」の温室効果ガス排出量の削減目標が、「2℃目標」達成のための科学的根拠のある水準として認定。

③ 財産及び損益の状況

区 分		第7期 2015年度	第8期 2016年度		第9期 2017年度	第10期(当期) 2018年度
			日 本 基 準		I F R S	
売上高／売上収益	(百万円)	1,381,007	1,410,765	1,209,149	1,234,008	1,294,256
営業利益	(百万円)	92,007	93,481	111,865	117,955	113,557
経常利益	(百万円)	82,869	91,224	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益／ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	42,462	46,056	71,501	78,112	80,024
1株当たり当期純利益／ 基本的1株当たり当期利益	(円)	137.42	149.05	231.40	252.79	258.98
純資産／資本合計	(百万円)	626,890	602,447	662,815	746,201	798,877
1株当たり純資産／ 1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,888.33	1,787.15	1,970.18	2,234.43	2,313.34
総資産／資産合計	(百万円)	1,484,434	1,366,000	1,421,398	1,522,029	1,539,416

(注) 当社グループは第9期から国際会計基準（IFRS）を適用しております。これに伴い、第8期についてもIFRSに基づいた諸数値を併記しております。

④ 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	99.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	755百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,543,648千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	250百万タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	18,085,250千タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
 2. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。
 3. 2018年3月5日付で、International Refreshment (Thailand) Co., Ltd. (現Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.) の株式の51.0%を取得したことにより、同社が当社の子会社となりました。これに伴い、当期から同社を新たに重要な子会社として記載しております。
 4. 当社の子会社であるCerebos Pacific Limitedは、2018年3月9日付で、オセアニアにおいて食品及びインスタントコーヒー事業を展開する同社の子会社の全株式を譲渡しました。これに伴い、Cerebos Pacific Limitedの重要性が乏しくなったため、同社を重要な子会社として記載しておりません。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2018年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点
日本	サントリーフーズ株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社 東京都新宿区 営業所 首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社 東京都新宿区 営業所 東京支社 (東京都新宿区) 等
	サントリープロダクツ株式会社	本社 東京都中央区 工場 榛名工場 (群馬県渋川市) 等
	欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.
Lucozade Ribena Suntory Limited		本社 イギリス ロンドン
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.		本社 シンガポール
BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.		本社 タイ バンコク
アジア	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社 インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社 ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社 タイ バンコク
オセアニア	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社 ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社 オーストラリア ニューサウスウェールズ
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社 アメリカ ノースカロライナ

⑦ 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,682[1,046]	107[86]
欧州	3,798[92]	△73[△42]
アジア	6,963[609]	578[△178]
オセアニア	1,208[204]	324[51]
米州	2,324[71]	1[9]
全社 (共通)	167[-]	△14[-]
合計	24,142[2,022]	923[△74]

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
農林中央金庫	40,940
株式会社三菱UFJ銀行	32,892
三井住友信託銀行株式会社	21,855
株式会社三井住友銀行	18,923
株式会社みずほ銀行	17,599
信金中央金庫	15,000
株式会社京都銀行	10,901

⑨ 資金調達の状況

当社は、社債の償還及び金融機関からの借入金の返済に充当するため、当期において、次のとおり普通社債を発行しました。

銘柄	発行年月日	発行総額 (百万円)	償還期限
第3回無担保社債	2018年7月26日	15,000	2021年7月26日
第4回無担保社債	2018年7月26日	15,000	2023年7月26日

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、604億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額 (百万円)
日本	32,982
欧州	12,548
アジア	6,236
オセアニア	3,044
米州	5,632
合計	60,443

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社榛名工場における製造ラインの増設 サントリープロダクツ株式会社新工場の建設

(注) サントリープロダクツ株式会社新工場の正式名称は未定です。

⑪ 重要な企業再編等の状況

2018年3月5日付で、International Refreshment (Thailand) Co., Ltd. (現Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.) の株式の51.0%を取得したことにより、同社が当社の子会社となりました。

2 株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
 ② 発行済株式の総数 309,000,000株
 ③ 株主数 42,891名 (前期末比 2,125名減)
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	9,046	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,875	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,457	1.7
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,137	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,930	1.2
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	3,258	1.0
JPモルガン証券株式会社	2,678	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,635	0.8
JP MORGAN CHASE BANK 385167	2,371	0.7

(ご参考) コーポレート・ガバナンス

～ 取締役会の実効性評価 ～

当社は、年に1回、取締役会の実効性について、全取締役による自己評価を実施しています。

2018年には、取締役会の役割・構成・運営の適正性等の実効性の評価に加え、全取締役が各取締役の問題意識を把握する機会とするため、当社の経営上の重要課題に関する現状認識、今後議論すべきと考える事項についても、記名式で、アンケート調査を実施しました。

調査結果を踏まえ、2019年1月開催の取締役会において、2018年の取締役会の課題及びその対応方針について議論を行い、2017年の評価における課題であった経営計画に対する審議の充実について改善がみられたこと、中長期的な経営戦略・経営課題等の審議が年々充実してきていることが確認されるとともに、2019年に重点的に審議すべき中長期的な経営戦略・経営課題につき議論しました。

今後も、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

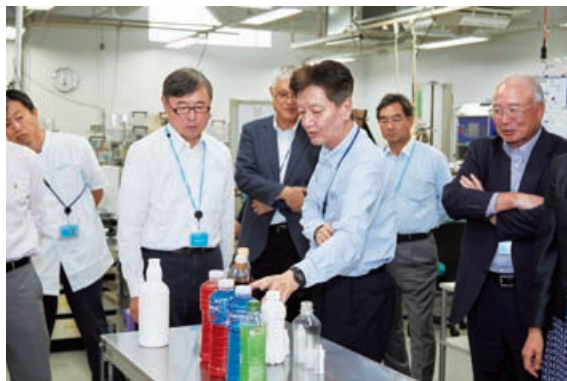
～ 「現場」 への理解を深める取組み ～

当社では、2018年7月に、当社グループの「現場」への理解を深めることを目的として、サントリーグループの商品開発拠点「サントリー 商品開発センター」において、取締役会を開催しました。

取締役会の後には、商品開発の現場において、当社事業に関係する商品開発活動・戦略の報告、施設視察を行い、役員間で商品開発活動・戦略に関して活発な意見交換がなされ、社外取締役からも、“「現場」が高い目標意識を持ち商品開発に取り組んでいる様子が良く分かった”等の声があがりました。



開発技術の説明を受ける小郷社長他



3Dプリンターで作成したボトルの模型サンプルの説明を受ける小郷社長他

社外取締役 インタビュー

社外取締役 井上 ゆかり



Q サントリー食品インターナショナルの社外取締役として、重要とお考えになっていることを教えてください。

私は、当社の一般株主の代表の立場で、当社が持続的に成長できるのか、かつ企業価値が高まっていくのかを常に考えています。社内の視点を持ちながらも、社内では言いにくいことを言うことが社外取締役の役割だと思います。幸い当社の取締役会の雰囲気はとてもオープンで、思ったことを発言できる環境ですので私としてはありがたく思っています。

Q サントリー食品インターナショナルの強みを、どのようにお感じでしょうか。

私自身、取締役会に出席すると、社内の皆さんから「やってみなはれ」精神を感じます。こういった企業文化を受け継ぐ人材は、当社にとって最大の財産だと思います。もう1つの財産はブランドです。各リージョン、国々での商品・サービスのブランド力を益々強化するとともに、企業ブランド力、更に、エンプロイヤーブランド（働く場としての魅力）を各国で強化することで、株主価値の増大に貢献していきたいと考えています。

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2018年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 郷 三 朗	経営全般
取締役副社長	辻 村 英 雄	MONOZUKURI本部長、R&D部長
取締役 専務執行役員	山 崎 雄 嗣	経営戦略・管理本部長 Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役 常務執行役員	木 村 穰 介	ジャパン事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役	鳥 井 信 宏	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェシー・コムサ社外取締役
常勤監査等委員	千 地 耕 造	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内 田 晴 康	TMI総合法律事務所弁護士 (パートナー)
監査等委員	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長

(注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。

2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

3. 当社は、鳥井信宏氏、井上ゆかり氏、千地耕造氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。

4. 千地耕造氏は、サントリーホールディングス株式会社常務執行役員経本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
小 郷 三 朗	経営全般、経営戦略本部長	経営全般	2018年4月1日

6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、千地耕造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）としており、その水準は、職責の別に応じて設定しています。また、賞与については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標としてその金額を決定しています。

非業務執行取締役の報酬等は、原則として、基本報酬（月次・定額）のみとしています。常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として基本報酬に加え賞与（年次・業績連動）を支払っています。また、賞与については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標としてその金額を決定しています。

なお、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	基本報酬		賞 与		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	8 (1)	221 (12)	6 (-)	131 (-)	353 (12)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	3 (2)	57 (28)	1 (-)	19 (-)	76 (28)
合 計 （内社外取締役）	11 (3)	278 (40)	7 (-)	151 (-)	430 (40)

(注) 1. 賞与支給額は、支払予定額であります。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。

3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
各社外取締役の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	TMI総合法律事務所弁護士 (パートナー)
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長

- 2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役	井 上 ゆかり	12回／15回	—	企業経営者としての経験と見識に基づく発言 を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	15回／15回	14回／14回	弁護士としての専門の見地から発言を行って おります。
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	15回／15回	14回／14回	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に 関する経験と見識に基づく発言を行っております。

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	150百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	204百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

コンフォートレターの作成業務を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	443,363
現金及び現金同等物	146,535
売上債権及びその他の債権	184,900
その他の金融資産	984
棚卸資産	85,766
その他の流動資産	25,149
小計	443,336
売却目的で保有する資産	27
非流動資産	1,096,052
有形固定資産	375,382
のれん	250,685
無形資産	418,562
持分法で会計処理されている投資	1,216
その他の金融資産	20,955
繰延税金資産	14,291
その他の非流動資産	14,959
資産合計	1,539,416

科目	金額
負債	
流動負債	439,117
社債及び借入金	75,437
仕入債務及びその他の債務	303,783
その他の金融負債	30,736
未払法人所得税等	18,445
引当金	2,074
その他の流動負債	8,639
非流動負債	301,421
社債及び借入金	195,436
その他の金融負債	20,150
退職給付に係る負債	13,258
引当金	2,702
繰延税金負債	63,494
その他の非流動負債	6,377
負債合計	740,538
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	714,823
資本金	168,384
資本剰余金	182,349
利益剰余金	420,638
その他の資本の構成要素	△56,548
非支配持分	84,054
資本合計	798,877
負債及び資本合計	1,539,416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,294,256
売上原価	△758,724
売上総利益	535,532
販売費及び一般管理費	△424,897
持分法による投資損益	137
その他の収益	14,591
その他の費用	△11,806
営業利益	113,557
金融収益	1,032
金融費用	△2,777
税引前利益	111,813
法人所得税費用	△22,979
当期利益	88,833
当期利益の帰属	
親会社の所有者	80,024
非支配持分	8,808
当期利益	88,833

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準により作成>

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	247,821	流動負債	216,093
現金及び預金	80,557	買掛金	67,002
売掛金	82,522	電子記録債務	6,980
商品及び製品	42	短期借入金	21,899
仕掛品	1,221	1年内返済予定の長期借入金	26,380
原材料及び貯蔵品	9,168	1年内償還予定の社債	25,000
前渡金	247	未払金	11,207
前払費用	1,226	未払費用	12,233
繰延税金資産	2,005	未払消費税等	1,595
短期貸付金	60,451	未払法人税等	5,941
未収入金	9,439	預り金	32,453
その他	938	賞与引当金	1,894
固定資産	762,884	その他	3,504
有形固定資産	30,788	固定負債	214,188
建物	762	社債	45,000
機械及び装置	3,681	長期借入金	146,448
工具、器具及び備品	987	繰延税金負債	20,147
土地	25,175	退職給付引当金	2,331
建設仮勘定	132	資産除去債務	231
その他	48	その他	29
無形固定資産	709	負債合計	430,281
のれん	605	純資産の部	
その他	103	株主資本	580,571
投資その他の資産	731,386	資本金	168,384
関係会社株式	655,082	資本剰余金	213,425
関係会社長期貸付金	71,448	資本準備金	145,884
差入保証金	1,052	その他資本剰余金	67,541
長期前払費用	371	利益剰余金	198,761
前払年金費用	3,371	その他利益剰余金	198,761
その他	59	固定資産圧縮積立金	967
繰延資産	150	特別償却準備金	650
社債発行費	150	別途積立金	34,982
資産合計	1,010,856	繰越利益剰余金	162,161
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	25
		繰延ヘッジ損益	△22
		純資産合計	580,574
		負債純資産合計	1,010,856

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	396,985
売上原価	284,439
売上総利益	112,546
販売費及び一般管理費	76,504
営業利益	36,042
営業外収益	25,376
受取利息	1,482
受取配当金	22,944
その他	949
営業外費用	1,908
支払利息	1,595
その他	313
経常利益	59,509
特別利益	186
固定資産売却益	59
受取保険金	126
特別損失	265
減損損失	60
災害関連費用	174
その他	30
税引前当期純利益	59,430
法人税、住民税及び事業税	10,622
法人税等調整額	282
当期純利益	48,525

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川合直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川合直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月14日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千地耕造[㊞]
監査等委員 内田晴康[㊞]
監査等委員 増山美佳[㊞]

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ





株主総会会場ご案内

会場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号
電話:03-3442-1111

近隣に名称が類似した会場がございますので
お間違えないようご注意ください。

交通

JR又は京浜急行
「品川」駅(高輪口)下車 …… 徒歩 約8分
都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅(A1出口)下車 … 徒歩 約6分

お願い

専用駐車場のご用意がございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。

